

第6次千葉県男女共同参画計画 骨子案のポイント

令和7年8月6日

千葉県総合企画部多様性社会推進課

基本理念と目指す姿

○基本理念（男女共同参画社会基本法第3条～第7条）

「男女の人権の尊重」 「社会における制度又は慣行についての配慮」

「政策等の立案及び決定への共同参画」

「家庭生活における活動と他の活動の両立」 「国際的協調」

○目指す姿（多様性尊重条例第2条第2号を基礎として設定）

男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会

基本目標 (3つの柱を4つの柱に)

生産年齢人口が減少する中、本県が持続的な発展をするためには、更なる女性の活躍が重要。特に働く場における女性活躍の一層の推進を図る必要があるため、基本目標IIを新設する。本県が目指す姿を実現するための柱として、4つの基本目標を設定する。

基本目標 I

あらゆる分野や
ステージにおける
男女共同参画の推進

基本目標 II

働く場における
女性活躍の推進
【新規】

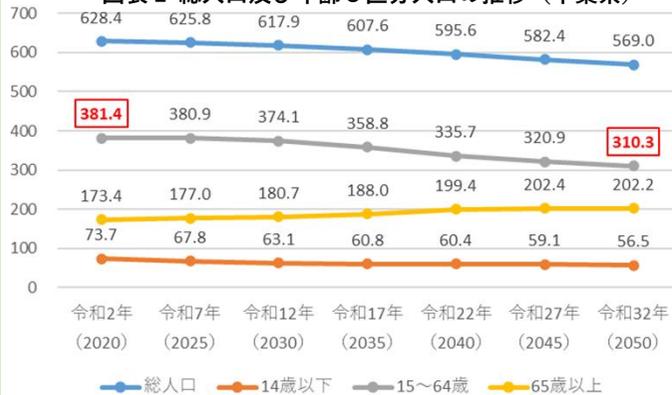
基本目標 III

誰もが安全・安心に
暮らせる社会の実現

基本目標 IV

男女共同参画社会の
実現に向けた
意識変革と基盤整備

図表1 総人口及び年齢3区分人口の推移 (千葉県)



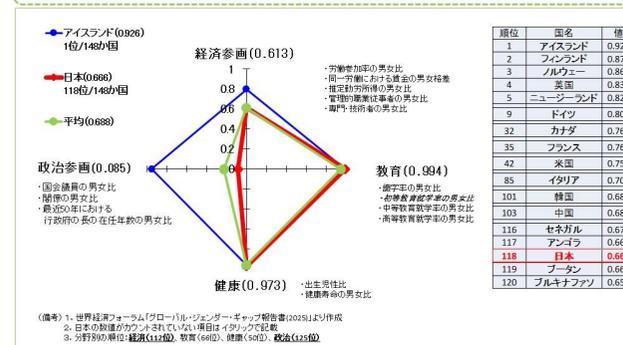
出典：国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口 (R5.12公表)

令和2年に381.4万人であった本県の生産年齢人口は、令和32年には約8割に当たる310.3万人まで減少することが見込まれる。

図表2

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2025年

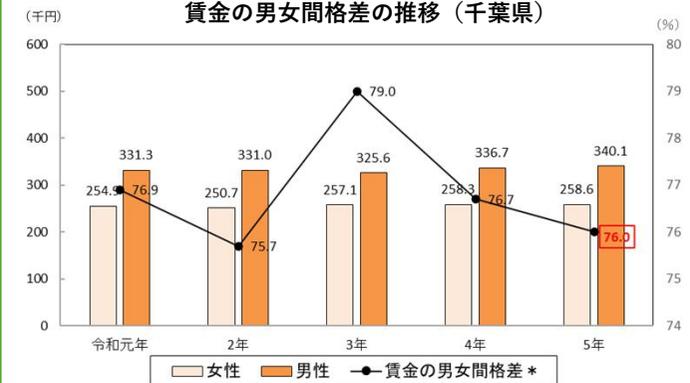
・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



出典：内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」

日本のジェンダーギャップ指数は、政治参画及び経済参画の分野で取組が進んでいない。

図表3 男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移 (千葉県)



※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成

令和5年における賃金の男女間格差は、男性を100とした場合に、女性は76.0%となっており、格差が大きい状況となっている。

基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

あらゆる分野で男女共同参画を推進させることは、多様な視点を反映させるという観点から重要となる。そのためには、政策・方針決定過程において、女性の参画を拡大させていく必要がある。また、家事・育児・介護等のライフステージに応じた支援により、男女がともに活躍できる環境をつくる必要がある。

施策項目①

政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

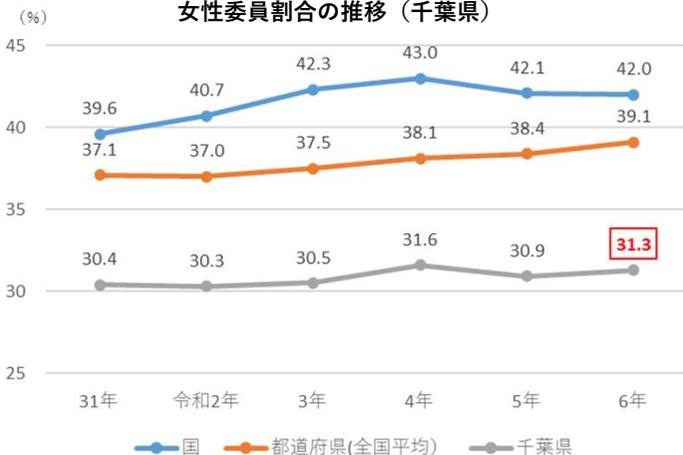
施策項目②

あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映【新規】

施策項目③

ライフステージに応じた男女共同参画の促進

図表4 国・千葉県・各都道府県の審議会における女性委員割合の推移（千葉県）



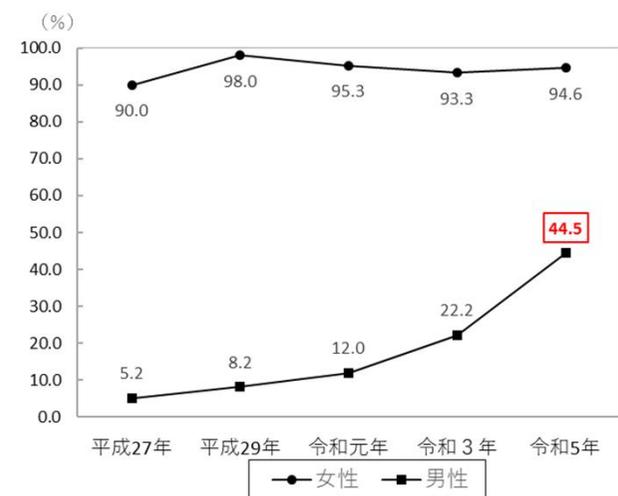
※国は各年9月末時点、千葉県は、各年4月1日時点
 ※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合
 出典：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表5 産業別男女別役員数（千葉県）（単位：人、%）

区分	令和2年			
	女性	男性	合計	女性割合
総数	31,115	113,579	144,694	21.5%
農業，林業	424	1,365	1,789	23.7%
漁業	26	79	105	24.8%
鉱業，採石業，砂利採取業	11	71	82	13.4%
建設業	5,319	24,931	30,250	17.6%
製造業	2,584	13,742	16,326	15.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	36	218	254	14.2%
情報通信業	1,004	7,174	8,178	12.3%
運輸業，郵便業	985	5,556	6,541	15.1%
卸売業，小売業	6,147	20,219	26,366	23.3%
金融業，保険業	483	2,539	3,022	16.0%
不動産業，物品賃貸業	3,834	7,765	11,599	33.1%
学術研究，専門・技術サービス業	1,735	8,478	10,213	17.0%
宿泊業，飲食サービス業	1,215	2,800	4,015	30.3%
生活関連サービス業，娯楽業	1,539	2,972	4,511	34.1%
教育，学習支援業	819	1,707	2,526	32.4%
医療，福祉	2,636	4,169	6,805	38.7%
複合サービス事業	8	183	191	4.2%
サービス業(他に分類されないもの)	1,955	8,782	10,737	18.2%
公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-
分類不能の産業	355	829	1,184	30.0%

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

図表6 調査対象事業所における育児休業の取得状況（千葉県）



出典：千葉県雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」（令和6年10月）

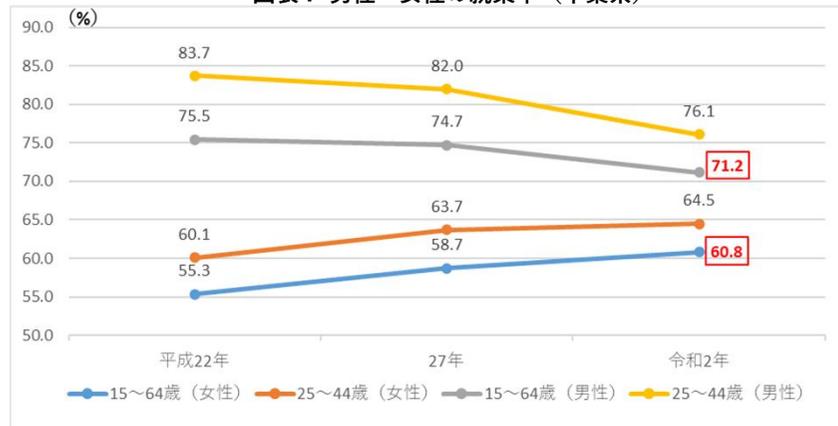
基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進【新規】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものである。女性の就業率は上昇しているものの、非正規従業員の割合が高い・賃金格差がある等、特に女性への支援が必要。また、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりが必要となる。

施策項目①

働く場における女性への活躍支援【新規】

図表7 男性・女性の就業率（千葉県）



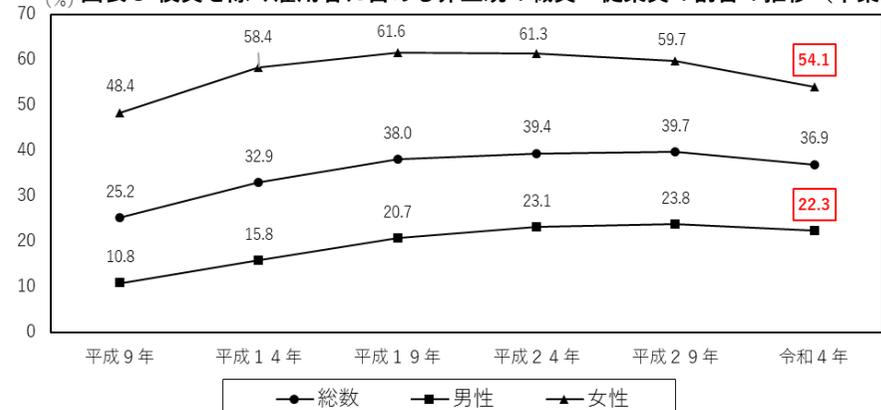
出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

○労働施策総合推進法の一部改正
カスタマーハラスメント対策の義務化

施策項目②

誰もが働きやすい職場環境づくり【新規】

図表8 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（千葉県）



出典：総務省「就業構造基本調査」（各年10月1日現在）

○男女雇用機会均等法の一部改正
求職者等に対するセクハラ対策の義務化

○女性活躍推進法の一部改正
女性の職業選択に資する情報の公表義務の適用拡大

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

誰もが互いに個人として尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現は、男女共同参画社会の基盤となる。DVや性暴力等のあらゆる暴力を根絶するとともに、困難な問題を抱える人々を支援することが重要である。さらに、男女がお互いの身体的性差を理解し、人権を尊重することが不可欠となる。

施策項目①

あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

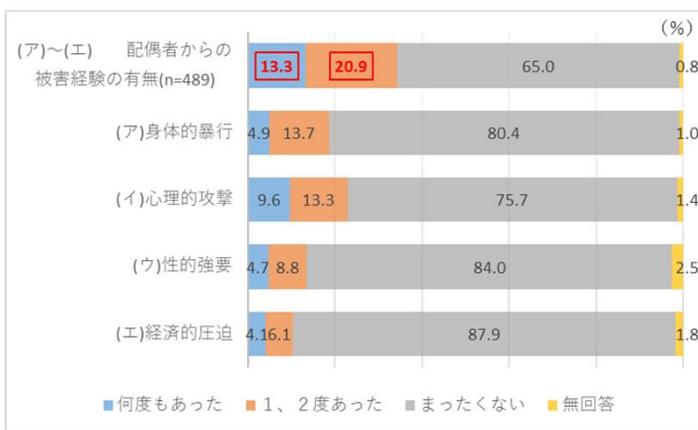
施策項目②

誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策項目③

生涯を通じた健康づくりの推進

図表9 DVの被害経験（千葉県）



出典：千葉県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

図表10 ひとり親世帯の状況（全国）

令和7年6月内閣府男女共同参画局「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」（抜粋）

	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	86.3%	88.1%	女性74.1% 男性84.5%
雇用者のうち			
正規	53.5%(*)	91.6%(*)	女性50.6% 男性83.0%
雇用者のうち			
非正規	46.5%(*)	8.4%(*)	女性49.4% 男性17.0%
平均年間就労収入	236万円 正規:344万円 パート・アルバイト等:150万円	496万円 正規:523万円 パート・アルバイト等:192万円	平均給与所得 女性316万円 男性569万円
養育費受領率	28.1%	8.7%	—

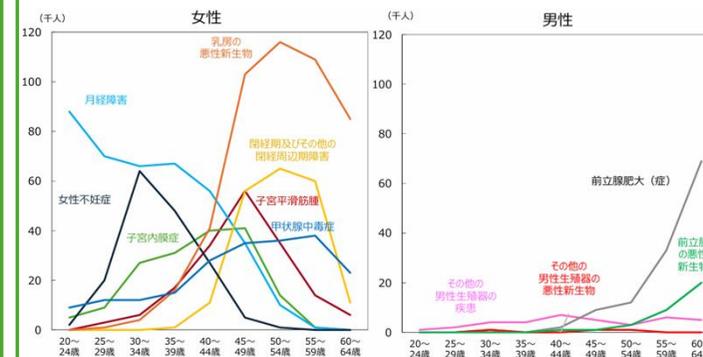
出典：母子世帯及び父子世帯は子ども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」（推計値、令和3年度）

一般世帯は総務省「労働力調査」（15～64歳、令和6年）、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和5年）

(*）母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合

図表11 男女で異なる健康課題（全国）

令和7年6月「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部 女性版骨太の方針2025 説明資料」（抜粋）



備考：厚生労働省「令和2年患者調査」より作成
「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みが男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。男女共同参画社会の実現には、男女いずれも男女共同参画社会の実現に向けた意識変革が重要となる。また、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実等を図ることも重要となる。

施策項目①

固定的性別役割分担意識や無意識の偏見を解消するための意識変革の推進

施策項目②

子ども・若者に向けた意識啓発

施策項目③

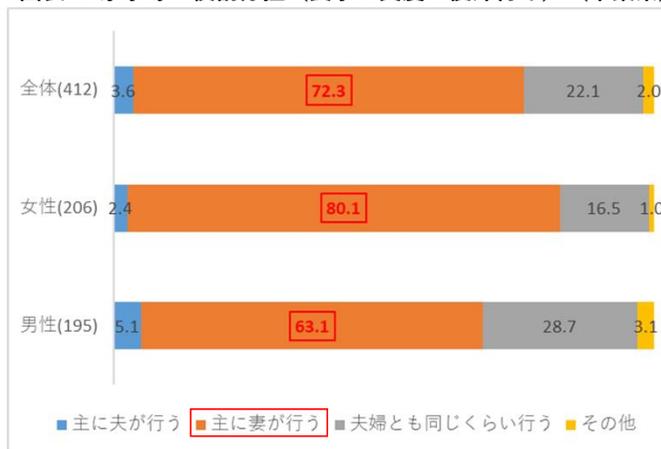
推進体制の整備・強化【新規】

図表12 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（千葉県）



出典：千葉県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

図表13 家事等の役割分担（食事の支度・後片付け）（千葉県）



出典：千葉県多様性社会推進課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書（令和6年10月）」

図表14 大学（学部）の学生に占める女性の割合（全国）



出典：文部科学省「令和6年度学校基本調査」を基に作成

第6次千葉県男女共同参画計画 評価指標について

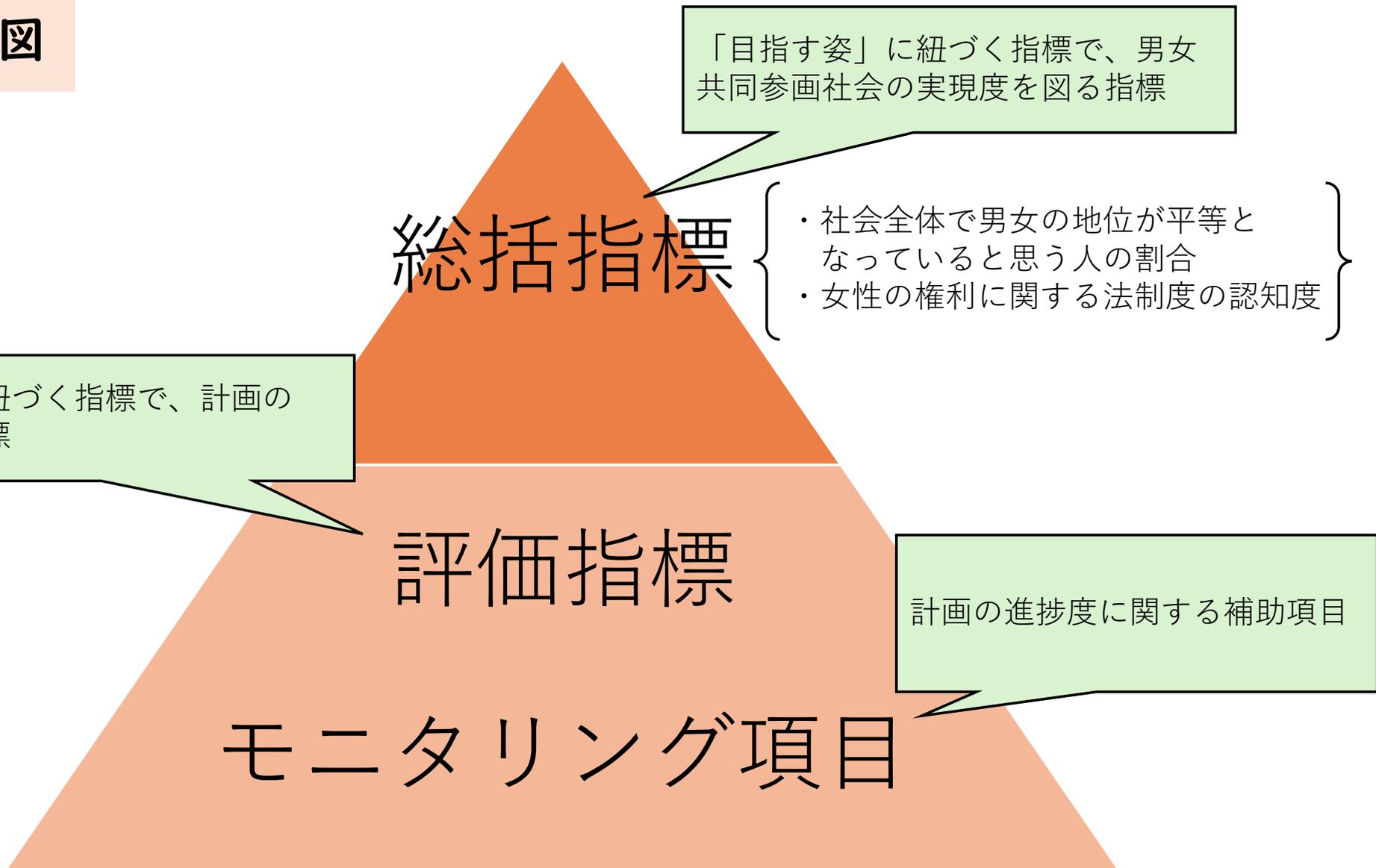
【ポイント】

- 施策項目ごとに**社会目標**となる**指標**を設定
- 指標の目標値はできる限り**数値目標**を設定
- 指標の説明及び設定理由等を記載するページ**の追加
- 評価指標のほかに**総括指標及びモニタリング項目**を設定する

新規ページ記載事項(例)

指標	計画策定時	目標値	指標説明・設定理由	目標値説明
県の審議会等における女性委員割合	31.3% (令和6年度)	40.0% (令和12年度)	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会等（法律又は条例により設置された附属機関及び要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関）における女性委員の割合・ 審議会等における女性が増えることで、行政分野における女性の政策・方針決定への参画が進むと考えられるため	国の第5次男女共同参画計画において女性委員割合の目標値を40%と設定していることに基づき、設定

イメージ図



第5次計画における指標の見直しの方向性（関係課と調整中）

到達度が80%以上となる、進捗、維持する指標：16指標（◎）

到達度が20%以上80%未満に留まる指標：6指標（○） 到達度が20%未満の指標：9指標（△）

番号	指標名	見込	次期計画における方向性
1	男女共同参画推進事業所表彰件数	◎	指標としない
2	働き方改革アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数	◎	指標としない
3	職場等のハラスメントを人権侵害と感じる者の割合	◎	指標としない
4	家族経営協定締結数	◎	農業分野の男女共同参画に関する指標を検討する
5	女性の認定農業数	○	
6	女性の農業士等認証数	○	
7	子どもを産み育てやすいと感じる家庭の割合	△	継続して指標とする
8	保育所等待機児童数	◎	モニタリング項目とする
9	特別養護老人ホーム整備床数	◎	仕事と介護の両立に関する指標を検討する
10	介護人材確保対策事業費補助対象事業数	◎	
11	主任介護支援専門員の人数	◎	
12	県の審議会等における女性委員割合	△	継続して指標とする
13	農業協同組合の役員に占める女性の割合	○	農業分野の男女共同参画に関する指標を検討する
14	農業委員に占める女性の割合	○	

1 5	DVが人権侵害であると認識する人の割合	◎	配偶者等からの暴力の防止に関する指標を検討する
1 6	「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置数	○	
1 7	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	◎	
1 8	ちばバリアフリーマップ掲載施設数	◎	指標としない
1 9	主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合	◎	指標としない
2 0	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	△	男女の健康づくりの推進に関する指標を検討する
2 1	総合型地域スポーツクラブ会員数	△	
2 2	成人の週1回以上のスポーツ実施率	△	
2 3	自殺死亡率（人口動態統計に基づく人口10万人当たりの自殺者数）	△	
2 4	がん検診の受診率	◎	
2 5	災害対策コーディネーター登録者数	◎	指標としない
2 6	県内消防団における女性消防団員数	◎	継続して指標とする
2 7	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	△	総括指標とする
2 8	女性の権利に関する法制度の認知度	△	
2 9	学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	△	教育分野に関する新たな指標を検討する
3 0	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数	○	指標としない
3 1	男女共同参画計画策定市町村数	◎	指標としない

第6次千葉県男女共同参画計画策定スケジュール（案）

年	令和7年					令和8年		
月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
スケジュール	<p>市町村担当課長会議 計画原案の作成（5月1月）</p> 	<p>第2回男女共同参画推進本部幹事会</p>		<p>第2回懇話会（計画原案説明）</p>	<p>市町村意見照会 パブリックコメント</p>	<p>計画原案修正作業</p> 		<p>第3回懇話会（計画案説明） 計画の決定・公表</p>